

新分野進出相談窓口

※ 以下はあくまでも各分野に関する県関係の相談窓口です。相談内容によっては国・市町等、他の機関を御案内させていただくこととなりますので予め御承知おきください。

分野	進出形態	留意事項	静岡県関係の相談窓口	
			担当部局等	連絡先
農業	農業参入	農地利用の場合、農地法上の許可が必要	経済産業部農業振興課	054-221-2754
			静岡県農業振興公社	054-250-8989
	耕作放棄地解消	自分の農地を再生する場合は対象外	経済産業部農業振興課	054-221-3298
林業	森林整備事業 (公共事業(請負))	入札参加資格の取得が必要	交通基盤部森林保全課	054-221-2648
	森の力再生事業 (補助)	資格要件あり	交通基盤部森林計画課	054-221-2613
	森林整備加速化・林業再生事業 (補助)	協議会加入必要	交通基盤部森林計画課	054-221-2666
	林業参入	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく、事業体の改善計画認定制度あり	経済産業部林業振興課	054-221-2667
環境	産業廃棄物処理業	業務実施個所等に対応した都道府県知事等の許可が必要	健康福祉センター環境担当課 (静岡市、浜松市管内除く)	賀茂健康福祉センター 0558-24-2053 東部健康福祉センター 055-920-2106 中部健康福祉センター 054-644-9288 西部健康福祉センター 0538-37-2248
	食品リサイクル法関連業	農林水産省所管、再生利用事業者に関する任意の登録制度あり	経済産業部農山村共生課	054-221-2626
	土壌汚染対策法関連業	調査業務につき環境大臣又は都道府県知事の指定が必要 法改正により処理業の許可制度創設	くらし・環境部生活環境課	054-221-2268
介護	介護事業参入	事業の種類に応じた都道府県等の指定が必要	健康福祉部福祉指導課	054-221-3256